

2023年7月10日

## 2023年度処遇改善の内容のお知らせ

ゆめグループ福社会 理事長  
岡田 芳久

福祉職員の処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等処遇改善加算の三種類の処遇改善加算を原資にして、2023年7月の給与から次のように給与を上乗せしてお支払いします。

### ① 処遇改善手当

処遇改善対象常勤正職員に対し月額 20,000 円を支払う。

週 20 時間以上のパートは月額 14,000 円

週 20 時間未満のパートは月額 9,000 円を支払う。

期末に処遇改善加算の合計額予測に基づき差額を一時金として支払う。

処遇改善加算が制度変更・廃止された場合見直しを行う。

### ② 特定処遇改善手当

特定処遇改善対象職員に対し月額 20,000 円以上を支払う。

期末に特定処遇改善加算の合計予測に基づき差額を一時金として支払う。

特定処遇改善加算が制度変更・廃止された場合見直しを行う。

①と②は併給しない。手続きと所属事業所によりどちらか一方を支給する。

### ③ ベースアップ等加算手当

常勤職員は月額 5,000 円を支払う。

パート週 30 時間以上は月額 2,000 円、10 時間以上は月額 1,000 円、10 時間未満は月額 500 円とする。

年度末の加算額合計予測により、余りがある場合には一時金を支給する。

またベースアップ等加算が廃止された場合見直しを行う。